

平成18年度
先端技術を活用した農林水産研究高度化事業

応 募 要 領

平成17年12月
農林水産省
農林水産技術会議事務局

目 次

はじめに	1
1 事業の概要	1
(1) 目的	
(2) 応募対象となる研究課題	
(3) 研究期間	
(4) 研究費	
(5) 応募資格	
(6) 重複応募・重複研究参画について	
(7) 不適正経理に伴う応募資格の停止	
2 応募手続	5
(1) 応募者	
(2) 必要書類	
(3) 応募受付期間、応募先等	
3 研究課題の選定	8
(1) 審査の方法及び手順	
(2) 審査基準	
4 契約	9
(1) 委託契約の締結	
(2) 委託費の内容	
(3) 研究成果	
(4) 購入機器等	
5 研究課題の評価及びフォローアップ調査	12
6 その他	12
(別添) 必要書類チェックシート	14
受付通知用はがきの作成について	15
先端技術を活用した農林水産研究高度化事業研究 実施計画様式	16
作成上の留意事項	27

この公募は、本来平成18年度予算が成立した後に行うべきものですが、予算成立後、できるだけ早く委託研究を実施するために予算成立前に行うこととしているものです。今後変更等があり得ることをあらかじめご承知おき下さい。

先端技術を活用した農林水産研究高度化事業 応募要領

はじめに

農林水産省では、現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るため、平成14年度から提案公募型の「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」を実施しています。

本事業は、研究課題を産学官連携による共同研究グループから公募し、採択された案件に対し研究を委託するものです。

なお、平成18年度からは、地域活性化型研究において「現場連携支援実用化促進型研究」を新たに実施するとともに「独創的現場シーズ活用型研究」の新規採択は取りやめます。

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、生産及びこれに関連する流通、加工等の現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るため、研究課題の公募及び研究実施に当たっての産学官連携の強化により、優れた発想を活かし、先端技術等を活用した質の高い試験研究を促進することを目的としています。このため、基礎的・基盤的な研究を主体的に行う目的の研究は本事業の対象とはなりません。また、性格の異なる複数の機関が参画する必要があります。

なお、農林水産省では、「農林水産研究基本計画」(H17年3月農林水産技術会議決定)に沿った研究開発を推進していることから、本事業においても当該計画の(付表)「期別達成目標」の達成に貢献しうる研究を進めることとしています。

(2) 応募対象となる研究課題

応募対象となる研究課題には、次に示す4つの区分があります。

I 研究領域設定型研究

農林水産行政上の要請により、緊急性・重要性が高く、試験研究の成果が生産現場(生産及びこれに関連する流通、加工等の現場)や政策立案に資するものとして毎年度設定される研究領域に対応した研究課題を対象とします。以下の①又は②の小区分があります。

① 全国領域設定型研究

ア. 一般型

農林水産省が提示する農林水産施策推進上必要な全国ベースでの研究領

域に対応した研究であって、イ. 以外のもの

イ. リスク管理型

農林水産省が提示する食の安全・安心に係るリスク管理施策推進上必要な全国ベースでの研究領域に対応し、研究実施期間中に、研究の目的・方向性、到達点等の検討や情報の共有のために行政と定期的な連絡会議等を行うことにより、行政と密接に連携して行う研究

② 地方領域設定型研究

地方農政局等が提示する農林水産施策推進上必要な地方ベースでの研究領域に対応した研究

※ 平成18年度の研究領域は、農林水産技術会議事務局が決定し、12月下旬にホームページ等でお知らせする予定です。

II 地域活性化型研究

地域における生産現場に由来する技術シーズの活用又は地域ニーズへの対応を図るものであって、その成果の生産現場への早期普及が見込まれる研究課題を対象とします。以下の①、②又は③の小区分があります。

① 地域競争型研究

地域固有の特産作物等地域資源又は地域の技術シーズを活用し、地域産業を活性化する研究

② 広域ニーズ・シーズ対応型研究

複数の地域が抱える共通問題を効果的かつ効率的に解決するための研究

③ 現場連携支援実用化促進型研究

コーディネート機関による連携調整の下、地方大学をはじめとする産学官の研究機関等の関連機関がネットワークを形成し、研究成果の普及・実用化を加速化させる研究

III 府省連携型研究

他府省の基礎・基盤的研究で生まれた技術シーズや他分野の研究成果を農林水産分野に積極的に応用する研究

IV 緊急課題即応型調査研究

農林水産分野の緊急課題に対応して1年以内の短期間で実施する調査研究

(3) 研究期間

緊急課題即応型調査研究を除き、研究の実施期間は、1課題につき原則として

3年以内とします。ただし、この期間内に成果を挙げることが困難との明確な理由があるものは、5年を限度として期間設定を認める場合があります。その際、研究期間設定の妥当性について厳密な評価を行います。

(4) 研究費

1 課題当たりの研究費の上限は、原則として以下の金額を想定していますが、具体的な額については、事前評価の結果及び実研究実施期間等を参酌し、課題採択とともにお知らせします。

○ 1年間あたりの想定研究費上限（間接経費含む。）

I 研究領域設定型研究

①全国領域設定型研究

- 1) 一般型：5千万円程度
- 2) リスク管理型：3千万円程度

②地方領域設定型研究：2千万円程度

II 地域活性化型研究

- ① 地域競争型研究：1千万円程度
- ② 広域ニーズ・シーズ対応型研究：2千万円程度
- ③ 現場連携支援実用化促進型研究：1千万程度

III 府省連携型研究

府省連携型研究：3千万円程度

IV 緊急課題即応型調査研究

緊急課題の規模等に応じて設定

(5) 応募資格

I 本事業は、下記の①～④のセクターのうち2以上のセクター（下記参照）の研究機関から構成される共同研究グループでの応募が必須となります。共同研究グループを構成する機関は、国からの委託契約における受託者としての一切の契約責任を有する中核機関と、中核機関からの委託を受ける受託者としての契約責任を有する共同機関に大別され、中核機関には当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理を総括する研究総括者の配置を求めます。

なお、現場連携支援実用化促進型においては、研究の調整役となるコーディネート機関を設置する必要があります。（コーディネート機関は、中核機関、共同機関いずれにもなることができます。）

セクター① 都道府県、市町村及び国公立試験研究機関

セクター② 大学及び大学共同利用機関

セクター③ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人

セクター④ 民間企業、公益法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

中核機関、共同機関になれるのは①～④のセクターのうちいずれかに該当する機関（①～④のいずれにも該当しないと思われる場合は、農林水産技術会議事務局までお問い合わせ下さい。）であって、以下の要件を満たす必要があります。

A 中核機関

[機関としての要件]

- ・法人格を有すること。
- ・国との委託契約（委託契約書様式を参照）を締結でき、かつ、国との委託契約に準拠した内容で共同機関との試験研究調査委託契約を締結できるよう、委託契約及び知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制を有していること。
- ・研究課題を受託できる財政的健全性を有していること。
- ・研究の企画調整及び運営管理を行う能力・体制を有していること。
- ・研究を円滑に実施できる能力・体制を有していること。
- ・個人は中核機関となることはできません。
- ・公益法人が中核機関となる場合は、政府全体の公益法人改革の方針に基づき、共同機関への委託費（試験研究調査委託費）の総額が研究費総額の5割未満となること。

[中核機関に配置が必要な研究総括者の要件]

- ・原則として中核機関に常勤的に所属していること。
- ・当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。
- ・当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識、及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること
- ・長期出張により長期間研究が実施できない場合及び異動、定年退職等により中核機関を離れると予想される場合には、研究総括者になることを避けること。

B 共同機関

- ・中核機関との委託契約を国との委託契約に準拠した内容で締結できるよう、委託契約及び知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制を有していること。
- ・中核機関から研究を受託できる財政的健全性を有していること。
- ・研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

C コーディネート機関（現場連携支援実用化促進型に限る。）

- ・中核機関又は共同機関の中から選定すること。ただし、コーディネート機関にあっては、必ずしも自ら研究を実施しなくても可であり、「研究実施能力・体制」は必要ありません。
- ・関係機関との相互調整、研究成果の普及・実用化の推進等を行う能力・体制を有していること。
- ・個人はコーディネート機関となることはできません。
- ・公益法人が自ら研究を実施しないコーディネート機関となりかつ中核機関とな

る場合には、共同機関への委託費 5 割未満の条件が満たされないと考えられるので、注意して下さい。

(6) 重複応募・重複研究参画について

同一の課題名又は内容で、既に農林水産省又は他省庁等の研究制度による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は、審査の対象から除外されます。また、類似性の高い研究を実施中又は予定している場合について、提案課題との役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、審査の対象から除外されます。

また、同一の者が研究総括者として 2 件以上応募すること、及び既に本事業で既に研究総括者となっている者が新たに申請することは差し控えて下さい。なお、同一の者が研究の分担者として複数研究課題に参画することは差し支えありませんが、応募様式に記載するエフォート（研究専従率）は正確に算出して下さい。採択課題については総合科学技術会議・政府研究開発データベースに登録されることとなります。

また、研究総括者が異なれば同一機関が複数課題の中核機関として応募することは可能です。

(7) 不適正経理に伴う応募資格の停止

不適正経理を行ったために、委託費の全部又は一部を返還した研究課題の研究者については、以下のとおり、一定期間、本事業への参画を認めないこととします。

- ① 不適正経理を行ったが研究以外の用途への使用がなかった場合は、委託費を返還した年度の翌年度及び翌々年度までの期間
- ② 研究以外の使途があった場合は、程度に応じ、委託費を返還した年度の翌年度以降 2～5 年間

※なお、(6) (7) については、上記のほか「(競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針 (平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」(URL:http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high_h18.htm) に基づくものとします。

2 応募手続

(1) 応募者

応募は、国との委託契約を締結できる中核機関の長が行って下さい。(応募書類には、中核機関の長の押印が必要となります。) 採択後は中核機関と農林水産省が

委託契約を締結し、以後の経理事務について中核機関が責任を持って管理することになるため、応募の際には予め経理担当部局との連絡調整を十分に行って下さい（特に、委託契約にあたり、予め予算措置がなされていることが不可欠な地方公共団体の研究機関におかれましては、予算措置がされていない場合、採択しないこともありますので御注意下さい。）。

（２）必要書類

応募には、以下の①～④の書類等が必要です（別添参照）。

応募書類の受付方法には、書類受付（①～④の書類を期日までに郵送または持参）とweb受付（下記webアドレスにおいて期日までに電子化した書類と必要データの送信）があります。どちらか一方で応募してください。

【書類受付】

- ① 必要書類チェックシート
- ② 研究実施計画（書類及び電子ファイル）
 - ・書 類… 7部（うち正1部、副6部）
副6部についてはコピーで構いません。
 - ・電子ファイル…フロッピーディスクまたはCD 1枚
- ③ 補足資料
- ④ 受付通知用はがき

なお、研究実施計画は、ワープロ・表計算ソフト（一太郎 又はMicrosoft Word、Excelを推奨）による日本語で記入し、A 4版、片面印刷で、通しページを下段中央に付して下さい。

また、研究実施計画の様式は、ホームページからダウンロードできますので、ご利用下さい。

【web受付】

上記書類のうち①必要書類のチェックシート、②研究実施計画の正本、③補足資料を指定する電子ファイルにして、応募に必要なデータとともに当該web上でアップロードします。

web受けの場合は②の副6部は送付する必要はありません。また、④の受付通知はメールでいたしますのではがきは不要です。

(3) 応募受付期間、応募先等

応募受付期間：平成18年1月4日（水）～
平成18年1月26日（木）【必着】
平成18年1月27日（金）【web受付】
応募受付時間：月曜～金曜（祝祭日を除く）
10:00～12:00 13:00～16:30
応募先：〒103-0026
東京都中央区日本橋兜町15-6 製粉会館6階
(社) 農林水産技術情報協会 研究開発部
電話：03-3667-8931
webURL：<http://www.afftis.or.jp/project/hightech/index.html>

※リスク管理型の2回目以降の公募及び緊急課題即応型調査研究の実施についてはホームページ等で別途お知らせします。

(応募書類作成に当たっての留意事項)

- ・ 応募書類の作成に当たっては「作成上の留意事項」(p23～)を熟読して下さい。
- ・ 締切期限を過ぎての応募書類等の受付は行いません。なお、郵送等で応募する場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、期限に余裕を持って送付されるようご注意ください。また、web以外のFAXや電子メールによる応募は不可とします。
- ・ 本応募要領に示された様式以外での応募及び応募後の書類等の変更は認められません。
- ・ 研究実施計画に不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。また、応募書類の差し替えは固くお断りします。
- ・ 提出された応募書類等は返却しません。
- ・ 応募内容に関する秘密は厳守いたします。
- ・ 締切日間際は、たいへん混雑しますので、余裕を持って、早めに応募下さい。
- ・ 応募書類受付後、1週間は、(社)農林水産技術情報協会より、内容についての確認等の連絡をする場合がありますので、出張の場合は携帯電話の連絡先の周知を図る等、研究総括者に確実に連絡が取れるようにして下さい。
- ・ 応募受付後、受付番号を受付通知用はがきに記載して（web受付の場合はメールで）返送します。可否通知等は、受付番号で発表しますので番号を忘れないようにして下さい。
- ・ 可否通知は事務局より連絡しますので、通知以前に可否の問い合わせをしないようにして下さい。

3 研究課題の選定

(1) 審査の方法及び手順

書面審査、ヒアリング審査を踏まえ、農林水産技術会議において採択課題を決定します。

スケジュール

平成18年2月中	書面審査
3月上旬(予定)	ヒアリング審査対象課題通知
3月中旬(予定)	ヒアリング審査
4月下旬(予定)	採択課題決定

① 書面審査(1次審査)

外部専門家による書面審査をもとに、農林水産技術会議事務局がヒアリング審査の対象課題を選定します。ヒアリング審査の対象となった課題については、研究総括者に直接連絡いたします。

② ヒアリング審査(2次審査)

外部専門家及び外部有識者を構成員とする研究課題評価分科会を開催し、研究総括者に対するヒアリング審査を実施します。

日程については、ホームページ等で別途お知らせします。

(2) 審査基準

審査のポイントは以下のとおりです。

(必要性)

- ・科学的・技術的意義(研究課題・手法の独創性、革新性、先導性)
- ・社会的・経済的意義(農林水産分野の生産及びこれに関連する流通、加工等の現場におけるニーズからみた重要性)
- ・事業の趣旨、農林水産研究基本計画の「期別達成目標」との整合性
- ・地方公共団体が定める地域再生計画(作成予定のものを含む)との関連性(現場連携支援実用化促進型研究のみ)

(効率性)

- ・研究計画・実施体制の妥当性

(有効性)

- ・目標の明確性・達成可能性
- ・研究成果の普及性・発展性、波及可能性
- ・コーディネート機能の発揮による研究成果の普及・実用化の実現可能性(現場連携支援実用化促進型研究のみ)

※1 審査は非公開で行われますが、申請課題の利害関係者は、当該課題の審査から排除されることになっています。

審査結果(採択及び不採択)については、採択課題決定後、速やかに研究

総括者にお知らせすることとなります。

また、外部専門家及び外部有識者については、採択課題決定まで非公開とします。

※2 現場連携支援実用化促進型研究については、

① 大学等と連携した地域の自主的な取組を支援するため、省庁連携による支援措置を盛り込んだ「地域の知の拠点再生プログラム」(URL:<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/kouhyou/051019/051019gaiyou.html>)に係る施策としての位置づけを予定しているため、地域の大学等の活用、地方公共団体が作成する地域再生計画(作成予定のもの)との関連性についての評価項目が追加されます。

なお、当該プログラムは2月上旬に地域再生本部で決定される予定です。

また、地方公共団体が作成する地域再生計画において、本研究課題を位置づけることを予定している研究課題が採択になった場合は、その後内閣府が定めるスケジュールに基づき、事後的に内閣総理大臣に認定申請を行うこととなります。

② 本タイプの趣旨に基づき、研究内容に加えてコーディネート機能の発揮による研究成果の普及・実用化についても評価し、採択の判断材料とします。

※3 地域活性化型研究及び府省連携型研究については、若手研究者が行う研究を推進するため、一定水準の評価が得られた若手研究者からの応募課題を優先的に採択する「若手優先採択措置」を行います。

若手優先採択措置を適用する課題は、平成18年4月1日時点における研究総括者の年齢が40歳未満のものとしします。

※4 「研究計画・実施体制の妥当性」の項目において、研究費の積算にかかる厳密な評価をしますので、研究計画に基づく用途が明確となる積算を行って下さい。積算が過大である等の場合は研究内容のいかににかかわらず採択しないことがあります。

4 契約

(1) 委託契約の締結

採択された研究課題については、国の予算が成立後速やかに中核機関の長との間で委託契約(平成17年度版委託契約書の例参照 URL:http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high_h18.htm)を締結します。中核機関には契約に必要な書類を速やかに提出して頂くこととなります。特に、地方公共団体におかれましては、早期締結できるような予算措置の準備をお願いします。(年度当初の円滑な予算措置がなされない場合、採択を見合わせる場合があります。)

なお、書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合(試験研究調査委託条件が合致しない場合も含む)には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご留意願います。採択された場合には、契約書の内容を充分確認して下さい。

また、委託契約は年度単位となりますので、次年度以降はその都度契約することとなります。

(2) 委託費の内容

中核機関は、国からの委託費として直接経費・間接経費・試験研究調査委託費を、共同機関は、中核機関からの試験研究調査委託費として直接経費・間接経費を計上できます（消費税を含む）。具体的な内容は、原則として以下のA～Cとします。

A 直接経費…研究の遂行および研究成果の取りまとめに直接必要とする経費。

- ① 試験研究費
 - ・ 機械整備費（単価が100万円以上の研究を遂行するための機器等で、比較的長期の使用に耐えるもの等の代価）
 - ・ 備品費（単価が100万円未満の研究を遂行するための機器等で、比較的長期の使用に耐えるもの等の代価）
 - ・ 賃金（日々雇用の単純労務に服する者に対する賃金）
 - ・ 消耗品費（事務用品、燃料、薬品、飼料等で、長期使用に適しないもの等の代価）
 - ・ 雑役務費（物品の加工・試作、単純な分析等の外注費、ほ場借料など）
 - ・ 印刷製本費（図書、文書、パンフレット等の印刷代、製本代など）
- ② 研究員旅費（当該機関に所属する研究員等の調査、連絡等に要する国内旅費）
- ③ 人件費（研究員（ポストドクター）等の人件費）
- ④ 謝金（研究のアドバイザー等に対する謝金）
- ⑤ 委員旅費（研究のアドバイザー等の国内旅費）

B 間接経費…研究機関が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費。原則として、直接経費の10%に相当する額以上を計上することとし、30%に当たる額を上限として計上できます。

なお、間接経費の執行に当たっては「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、被配分機関の長の責任下で、使途の透明性を確保し、適切な執行を図って下さい。

C 試験研究調査委託費（中核機関のみ計上可能）…共同機関との委託に要する経費。

※1 機械整備費及び備品費については、以下の点に御注意下さい。

- ・研究機関で通常備えておくべき機器（汎用物品：パソコン等）の購入は原則としてできません。備えてあった機器が壊れた場合の補修費としての支出は可能ですが、再購入（更新）は認められません。
- ・機械整備費及び備品費の対象となる物品は、受託機関の会計規定において物品として扱う金額以上のものとします。
- ・施設等の建設に要する経費は支出対象とはなりません。
- ・リースでの対応は、原則として支出対象外とします。

※2 消耗品費を支出する場合は、本事業における研究課題専用であることを経理的に明確に区分できるようにして下さい。特に光熱水費を計上する場合は御注意下さい。

※3 試作品等の加工について、①当該研究機関で資材を購入し、試作品を作成し研究に使用する場合は消耗品費として計上、②民間会社等に設計図を示して試作を行ってもらう場合は雑役務費としての計上になります。

また、試作品完成後は一体化された物品として管理し、契約期間終了時の実績報告書で計上します。

※4 中核機関が公益法人の場合は、試験研究調査委託費の総額が委託費総額の5割未満とされているので注意して下さい。

（3）研究成果

（ア）実績報告書

研究を実施した中核機関の長は、毎年度、実績報告書（委託契約に基づくもの）を農林水産技術会議事務局長に提出していただきます。

（イ）研究成果の帰属

委託研究を実施することにより特許権等の知的所有権が発生した場合、その知的所有権の帰属先は、以下の①～③の条件を遵守して頂く（遵守を確認する確認書を提出して頂く）ことを条件に、中核機関とすることができます。また、中核機関から共同機関への試験研究調査委託に係る知的所有権の帰属先も、同様の条件により共同機関とする（必要に応じて、両機関間での持ち分を定める）ことができます。詳細については、農林水産技術会議事務局にお問い合わせ下さい。

- ① 研究成果が得られた場合には、知的所有権の出願を行う事前に、遅滞なく（30日以内）国に報告すること。
- ② 国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国に対し、当該知的所有権を無償で利用する権利を許諾すること。
- ③ 当該知的所有権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

※1 本事業は、国の委託事業であることから、日本国内の農林水産業の振興に

支障を来すなど農林水産施策推進上、不相当と判断される場合には知的所有権の帰属先を無条件には中核機関とできないため、帰属の際にはその旨の条件を課しますのでご留意下さい。

- ※2 国費による研究開発の成果から得られた収益は国民全体に還元されるべきとの考え方を考慮し、帰属した知的所有権の活用による実施料等の取扱いについては、国との委託契約締結の際、取決めを行う予定ですので、ご留意下さい。

(4) 購入機器等

委託事業により中核機関が取得した物品は、委託事業期間内は中核機関の所有（国が所有権を有する）となり、善良な管理者の注意を持って管理して頂くこととなります。委託事業終了後の取り扱いについては、別途、国への返還の可否をお知らせすることにしていきます。本事業の購入物品である旨、管理簿に登録したうえで、物品にシールを貼るなどして明記して下さい。

また、共同機関が取得した物品は、共同機関の所有（国が所有権を有する）となり、同様に善良な管理者の注意を持って管理して頂くこととなります。試験研究調査委託事業終了後の取り扱いについては、中核機関からお知らせします。

5 研究課題の評価及びフォローアップ調査

研究課題の実施に当たっては、毎年度、研究計画書及び実績報告書（委託契約に基づくものとは別のもの）を提出していただき、これを基に、本事業のプログラムオフィサー（課題の選定、評価、フォローアップ等の進行管理を行う研究経歴のある責任者で農林水産技術会議事務局における研究担当官）が研究の進捗状況を把握し、必要に応じ助言・指導等を行います。

また、研究実施期間が3年間であるものについては、研究開始2年度目に、研究実施期間が4、5年間であるものについては、研究開始3年度目にそれぞれ中間評価を実施するとともに、研究実施期間の最終年度に事後評価を実施します。

さらに、研究終了後、一定期間経過したものについて、実施された研究課題がもたらす波及効果の把握等のためにフォローアップ調査を実施します。特に現場連携支援実用化促進型研究については、その趣旨に基づき全課題についてフォローアップ調査を実施します。

6 その他

- (1) 本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」の「特定補助金等」に指定されています。

この特定補助金等の交付を受けた中小企業者は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大、特許料等の減免措置等の特例の支援措置を受けることができます。

詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/gijut/sbir/index.html>)

- (2) 今回の応募書類における個人情報等については、採択の可否の連絡、今後の契約手続、及び評価の実施等についてのみ利用します。

この応募要領に関するお問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 農林水産技術会議事務局 地域研究課 振興班
電話：03-3502-8111 (内線5191~5193)
FAX：03-3502-0762

ホームページアドレス

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high.htm>

様式1 (研究課題総括表)A4用紙1枚

受付番号	提案区分			若手研究者	提案分野
	区分番号	区分名	領域番号		
課題名	(30文字以内厳守)				
研究概要	(200文字以内厳守)				
キーワード	(1) 細目番号	キーワード名	(2) 細目番号	キーワード名	
研究期間	2006 年度～	年度 () 年間	研究費の見込み額	初年度 千円 総 額 千円	
期別達成目標における位置づけ	大項目	中項目	事項	研究の細目	
地域再生計画における位置づけ	位置づけの有無	有の場合は地域再生計画の名称			
中核機関	機関名				
	代表者	役職	氏名	印	
	所在地	〒(半角) 住所			
研究総括者	フリガナ				
	氏名	生年月日	年	月	日 歳
	所属機関名				
	所属部署			役職	
	勤務先住所等	〒(半角) 住所 電話(半角) FAX(半角) E-mail (半角)			
共同機関	機関名 <small>セクター・契約単位別に記載</small>	1 公立			
		2 大学			
		3 独法等			
		4 民間			

注：現場連携支援実用化促進型研究においては、コーディネート機関となる機関に◎をつけること。

必要書類チェックシート

1 応募に必要な書類等

<input type="checkbox"/> 本チェックシート（☑チェックを付したものの1枚）
<input type="checkbox"/> 研究実施計画（書類）7部（うち正1部、副6部） （電子ファイル）フロッピーディスクまたはCD（1枚） <small>※Web受付では、正本電子ファイルと受付に必要な電子データ（web上で入力するデータのこと）</small>
<input type="checkbox"/> 補足資料（各1部）
<input type="checkbox"/> 受付通知用はがき（切手を添付したものの1枚）

2 研究実施計画の内訳

<input type="checkbox"/> 研究課題総括表（1枚）	様式1
<input type="checkbox"/> 研究課題概要図（1枚）	様式2
<input type="checkbox"/> 研究課題内容（4枚以内）	様式3
<input type="checkbox"/> 研究分担者一覧	様式4
<input type="checkbox"/> 研究費の見込額一覧	様式5
<input type="checkbox"/> 研究者情報	様式6
<input type="checkbox"/> 機関概要	様式7

3 補足資料の内訳

民間企業、公益法人、NPO法人または協同組合が、中核機関又は共同機関として参画している場合には、（1）又は（2）の該当するものを補足資料として提出して下さい。

（1）民間企業の場合

<input type="checkbox"/> 経歴書（経歴が確認できる会社案内等も可）
<input type="checkbox"/> 最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）

（2）公益法人、NPO法人又は協同組合の場合

<input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為
<input type="checkbox"/> 最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）

（注意）

研究実施計画は、ワープロ・表計算ソフト（一太郎、Microsoft Word、Excelを推奨）による日本語で記入し、書類はA4版、片面白黒印刷で、通しページを下段中央に付して下さい。なお、提出に際しては、左肩をクリップで止めてください。

受付通知用はがきの作成について

応募の受付の通知をいたしますので、下記に示した内容のはがきを1枚同封してください。なお、枠組み、書き込み内容とも、手書きでも結構です。

表

□ 切手	□□□-□□□□	
または 官製は がき	研 究 総 括 者 氏 名	住 所

裏

受付通知書	
研究課題名 _____	
受付番号	

※受付番号は（社）農林水産技術情報協会に記入します。

先端技術を活用した農林水産研究高度化事業

研究実施計画 様式

(このページは提出の必要はありません。)

様式 1（研究課題総括表） A 4 用紙 1 枚

別ファイル、様式 1 をダウンロードして記入下さい。

様式 2 (研究課題概要図) A 4 用紙 1 枚

課 題 名	
-------	--

様式 3 (研究課題内容) A 4 用紙 4 枚以内

課 題 名			
中核機関名		研究総括者名	

1. 研究目的及び目標とする成果

[期別達成目標に貢献しうる研究目的]

(地域競争型研究、広域ニーズ・シーズ対応型研究、現場連携支援実用化促進型研究及び府省連携型研究の場合記載)

2. 既往の成果

3. 研究計画・方法

[コーディネート機能、実用化促進計画]

(現場連携支援実用化促進型研究に限る)

4. 共同研究体制

5. 研究課題の構成

研究項目	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度

[研究期間が3年間を越える理由] ※研究期間4年以上のものは記述のこと。

6. 他府省を含む他の競争的研究資金等の応募・受入状況
 - (1) 他の競争的資金制度及びプロジェクト研究に関する委託・助成の実績の有無
 - (2) 他の競争的資金制度等への申請の有無
 - (3) ((1)及び(2)において該当がある場合) 研究の内容
 - ①制度名
 - ②研究課題
 - ③実施期間
 - ④予算額
 - ⑤研究総括者のエフォート
 - ⑥これまでの研究成果((1)において該当がある場合のみ記載)

7. 研究グループとしてのこれまでの活動状況

8. 地域再生計画における位置付け
(現場連携支援実用化促進型研究に限る)

様式 4 (研究分担者一覧)

研究項目	氏 名	所属機関・部署・役職名	エフォート (%)

(◎研究総括者、○中課題責任者、△小課題責任者)

様式 5 (研究費の見込額一覧)

中核機関 : _____

(1) 各年度別経費内訳 (単位 : 千円)

委託費の内訳		所要額 (千円)				
		06年度	07年度	08年度	09年度	10年度
直接経費	人件費					
	謝金					
	研究員旅費					
	委員旅費					
	試験研究費					
	うち賃金					
	機械整備費					
	備品費					
	雑役務費					
	消耗品費					
印刷製本費						
小計						
間接経費						
試験研究調査委託費						
合計						

※本項目の試験研究調査委託費の金額と、参画する全ての共同機関の研究経費総額(直接経費・間接経費)を合計した金額とが一致すること。間接経費については、直接経費の10%に相当する額以上を必ず計上することとし、直接経費の30%を上限とすること。

(2) 機械整備費及び備品費の内訳 (千円)

品名・仕様	数量	単価	金額	使用目的	設置部署

(3) 雑役務費の内訳 (千円)

品名・仕様	数量	単価	金額	使用目的

共同機関： _____

(1) 各年度別経費内訳 (単位：千円)

委託費の内訳		所要額 (千円)				
		06年度	07年度	08年度	09年度	10年度
直接経費	人件費					
	謝金					
	研究員旅費					
	委員旅費					
	試験研究費					
	うち賃金					
	機械整備費					
	備品費					
	雑役務費					
	消耗品費					
印刷製本費						
	小計					
間接経費						
合計						

※間接経費については、直接経費の10%に相当する額以上を必ず計上することとし、直接経費の30%を上限とすること。

(2) 機械整備費及び備品費の内訳 (千円)

品名・仕様	数量	単価	金額	使用目的	設置部署

(3) 雑役務費の内訳 (千円)

品名・仕様	数量	単価	金額	使用目的

様式6（研究者情報）

研究総括者の経歴等（研究総括者のみ記載）

研究総括者名	
最終学歴	
学位	
主な職歴と 研究内容	

主な研究論文、著書及び特許（研究総括者・研究分担者すべての者において記載）

氏名	学位	主な論文・著書・特許（近年の重要なものを各自5件以内）
(研究総括者)		<論文> <著書> <特許>

（○は提案課題との関連があるもの）

※著者（共著者）に、本人及び研究分担者が含まれる場合は名前にアンダーラインを付すこと。

※2「現場連携支援実用化促進型」にあつては、コーディネート機関には機関名の前に◎をすること。